

第4回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会

日時：平成22年8月4日(水)

午後3時～5時

場所：県庁行政庁舎15階 企業局会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ あり方検討会座長 佐藤 敏悦

3 議 題

- (1) 第3回の論点整理について
- (2) 取組宣言について
- (3) 報告書(案)について

資料1 第3回の論点整理

資料2 取組宣言について

資料3 報告書(案)

(別冊1) 第3回議事録

第3回の論点整理

食と暮らしの安全推進課 H22.8.4

(1) 消費者モニターについて

- ① 消費者教育の一環として、モニターには食品表示ウォッチャーなどを経験してもらい、他の消費者のリーダー役を果たせるよう育てていく必要がある。
その際、モニターから食品表示ウォッチャーを選ぶ基準、委嘱期間などについては、現段階ではまだ不明な点もあるため、今後詰めていく必要がある。
- ② 食の安全安心基礎講座について、行政の仕組みを少しでも理解してもらうため、モニターにも推進会議を傍聴してもらう、推進会議の会長との座談会を設けるのはどうか。

(2) 取組宣言について

- ① 制度に関しては、現在県で行っているさまざまな取り組み・マークがあるが、それらは県が認定しているものなのだから、同じ県の取組宣言と連携させることができるのではないか。その中で、「安全」というキーワードを県の他のマークにも組み込み、取組宣言のマークをトータルとして使えるマークにしてはどうか。
- ② 宣言を行うメリットが弱いということだが、例えば巡回指導回数や点検項目を増やして、宮城県は他の県と比較して多いといったアピールができるなど、他県と比べて食の安全安心の面で優れていることをアピールできるようにしたら良いのではないか。
- ③ アピールポイントに関して、農業分野のようにいろいろな仕組みがあり、アピールポイントを出しやすいところは良いが、それをなかなか打ち出せない事業者はどうするのかを考える必要がある。

取組宣言について

これまでの取組宣言

主に安全面(衛生面) の自主基準&公開		安全面(衛生面) + 安心面, 得意分野 の自主基準&公開	
食品表示	衛生管理	食品表示	衛生管理
JAS法	食品衛生法	JAS法	食品衛生法
その他	その他 関係法	その他	その他 関係法

これからの取組宣言

主に安全面(衛生面) の自主基準&公開		安全面(衛生面) + 安心面, 得意分野 の自主基準&公開	
食品表示	衛生管理	食品表示	衛生管理
JAS法	食品衛生法	JAS法	食品衛生法
その他	その他 関係法	その他	その他 関係法

○平成21年度実績

保 健 所 (食品衛生監視員)		食 品 衛 生 指 導 員	
①食品衛生法52条の営業許可を要する施設 (仙台市含む)	②法52条営業許可を要しない施設 (仙台市含む)	③食品衛生指導員による指導 (仙台市含まず)	
営業許可施設数 44,726 施設	要しない施設数 26,699 施設	営業許可施設数 25,374 施設	
監視実施設数 70,720 施設	監視実施設数 84,406 施設	巡回指導延件数 32,438 施設	
監視指導率 158.1%	監視指導率 316.1%	巡回指導率 127.8%	

※ 東北5県のデータなし

県 名	営業許可を要する施設(H20)
青森県	21,141/37,425 = 56.5
岩手県	32,545/37,924 = 85.8
秋田県	15,130/40,524 = 37.3
山形県	17,336/41,215 = 42.1
福島県	33,105/53,846 = 61.5
5県平均 (単純平均)	56.6

○ポイント

「衛生面の安全」は必需で、義務化された。それは保健所で常にチェックしている。

新しい取組宣言は「衛生面の安全」に加えて、何らかの得意分野をアピールすること。その担保としては、県認証の別の制度との併記や景品表示法、各業界の自主基準によるチェックが働く。さらに、保健所の監視指導が158%~316%と全施設を対象としているので、新たな取組宣言も監視指導の対象となることをアピールする。

(様式第12号)

平成21年度食品衛生指導員活動状況報告

実施年月日 H.21.4.1~H.22.3.31

区分 支部分名	指導員		巡回指導		指導事項中不適件数												計
	実働数	延件数	清掃 状態	給水	手指 消毒	洗浄	温度 管理	カビ昆虫 駆除	汚水 処理	健康 管理	衛生 知識	自主検査 督促	試薬品に よる指導				
仙南	144	650															0
岩沼	56	197	39		17		21										77
黒川	60	82	4	6	5	8	5	12	20	64	88	97					309
塩釜	86	297	31		25	10	42	48	23	15	88	22					304
石巻	112	195	10	1	17	34	4	4	4	56	253	7					390
大崎	137	356	170	27	102	115	128	41	72	154	16	54					879
栗原	20	315	2		2					10	75	3					92
登米	66	424								560	85						645
気仙沼	135	329	4		6		4	1		15		5					35
計		2,845	260	34	174	167	204	106	119	874	605	188	0				2,731

(見人員 860人)

改善件数 32,438件
 新規指導 25,374件

(8) 県保健所別、業種別監視状況(法52条営業許可を要する施設)

H21 (H21.4.1 ~ H22.3.31)

(平成22年3月31日現在)

業種	保健所・支所										合計			
	仙南	岩沼	塩釜	黒川	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	保健所合計		食肉検査所	県合計	仙台市
営業許可施設数	3,628	2,678	3,417	1,291	4,270	1,442	1,741	4,588	2,319	25,374	—	25,374	19,352	44,726
監視実施回数	2,266	3,174	3,645	1,084	2,495	961	1,349	4,435	1,948	21,407	426	21,833	48,887	70,720
許可前調査回数	577	539	505	271	681	203	311	642	317	4,046	0	4,046	3,603	7,649
飲食店営業	1,024	1,491	792	485	1,223	395	629	2,000	874	8,903	0	8,903	9,252	
喫茶店営業	148	199	93	120	188	62	127	312	82	1,331	0	1,331	1,155	
菓子製造業	145	235	83	88	175	86	75	222	105	1,214	0	1,214	1,198	
めん類製造業	5	0	7	4	7	2	3	0	0	28	0	28	32	
アイスクリーム類製造業	14	18	10	19	13	13	4	46	7	144	0	144	17	
乳処理想業	24	3	0	5	19	0	0	0	6	57	0	57	20	
乳製品製造業	26	4	0	9	19	0	0	0	5	63	0	63	36	
集乳業	7	0	0	5	4	0	7	0	0	23	0	23	0	
乳類販売業	277	390	191	133	269	121	153	504	162	2,200	0	2,200	2,949	
食肉処理想業	7	21	7	4	12	16	28	6	7	108	402	510	193	
食肉販売業	223	331	260	82	190	80	134	287	122	1,709	12	1,721	12,627	
食肉製品製造業	11	3	3	3	12	12	3	9	8	64	0	64	115	
魚介類販売業	226	342	2,032	69	157	104	110	633	289	3,962	0	3,962	18,433	
魚介類せり売営業	0	1	7	0	1	0	0	6	3	18	0	18	1,752	
魚肉ねり製品製造業	0	18	50	1	2	1	0	67	10	149	0	149	84	
食品の冷凍冷蔵業	14	18	23	1	15	10	2	129	79	291	12	303	37	
清涼飲料水製造業	13	2	0	2	17	0	0	3	0	37	0	37	61	
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
氷雪製造業	1	2	10	0	0	1	0	11	9	34	0	34	6	
氷雪販売業	0	1	0	0	1	1	0	1	0	4	0	4	4	
食用油脂製造業	0	0	0	0	4	0	0	5	0	9	0	9	8	
みそ製造業	9	9	1	3	24	1	13	14	10	84	0	84	16	
醬油製造業	4	7	2	1	7	0	4	10	4	39	0	39	11	
ソース類製造業	4	9	1	8	8	0	2	4	4	40	0	40	14	
酒類製造業	0	5	2	2	6	1	1	1	0	18	0	18	8	
豆腐製造業	24	10	9	10	39	26	22	26	17	183	0	183	106	
納豆製造業	3	2	1	0	7	2	3	0	1	19	0	19	7	
めん類製造業	17	1	5	11	13	3	3	14	3	70	0	70	70	
そーざい製造業	37	49	55	18	55	22	25	168	128	557	0	557	630	
かん詰、びん詰食品製造業	2	13	0	0	6	2	1	4	13	41	0	41	13	
食品添加物製造業	1	0	1	1	2	0	0	3	0	8	0	8	12	

(9) 県保健所別、業種別監視状況(法52条営業許可を要しない施設)

H21(H22.4.1~H22.3.31)

(平成22年3月31日現在)

業種	保健所・支所	仙南	岩沼	塩釜	黒川	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	県合計	仙台市	合計
営業許可を要しない施設数		1,842	1,886	1,879	1,064	2,524	1,266	947	3,347	1,543	16,298	10,401	26,699
監視実施施設数		1,608	2,534	3,614	480	954	593	524	2,415	1,025	13,747	70,659	84,406
給食施設		87	48	29	34	146	51	56	85	25	561	462	1,023
添加物製造業(法第7条第1項で規定していない添加物を製造する施設)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
添加物販売業		111	327	134	54	40	82	0	185	53	986	250	1,236
乳さく取業		3	2	0	1	0	0	0	0	0	6	0	6
食品製造業		88	166	117	23	146	36	47	556	393	1,572	1,445	3,017
野菜果物販売業		215	338	43	62	110	78	91	243	87	1,267	8,765	10,032
そうざい販売業		242	353	894	51	114	78	76	342	90	2,240	15,475	17,715
菓子販売業		345	383	239	101	136	110	116	341	157	1,928	15,410	17,338
食品販売業(上記以外)		322	576	2,084	99	139	84	132	412	133	3,981	26,334	30,315
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業		194	341	74	55	123	74	6	251	87	1,205	2,518	3,723